

## 石綿障害予防規則の概要（建築物の解体等の作業における石綿対策）

**建築物の解体等に係る主な対策**1 事前調査（石綿則第 3 条関係）

事業者は、建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はありません。

2 作業計画（石綿則第 4 条関係）

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

3 届出（安衛則第 90 条関係、石綿則第 5 条関係）

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の 14 日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- (2) 次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
  - ① 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業
  - ② 封じ込め又は囲い込みの作業
  - ③ (1) 以外の吹付け石綿の除去作業

4 特別教育（安衛則第 36 条、石綿則第 27 条関係）

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者の次の科目について教育を行わなくてはなりません。

- ① 石綿の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用方法
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

## 5 作業主任者（石綿則第 19 条、第 20 条関係）

事業者は、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 保護具の使用状況を監視すること。

## 6 保護具等、器具等（石綿則第 10 条第 2 項、第 14 条、第 32 条の 2、第 44 条から第 46 条関係）

- (1) 石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。
- (2) 労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具、保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。
- (3) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- (4) 器具、工具、足場等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。

## 7 湿潤化（石綿則第 13 条関係）

石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。

## 8 隔離・立入禁止等（石綿則第 6 条、第 7 条、第 15 条関係）

- (1) 吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業を行うときは、当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離しなければなりません。
- (2) 石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業、(1) 以外の囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。  
また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- (3) その他の石綿を使用した建築物等の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

## 建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

対象作業  実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等					
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等【レベル1】				② 耐火被覆材等の除去(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)【レベル2】	③ ①、②以外の建材の除去【レベル3】
	ア 耐火建築物又は準耐火建築物における除去	イ その他の除去	ウ 封じ込め・吊りボルトを取り付ける等の囲い込み	エ ウ以外の囲い込み(作業はレベル2相当)		
事前調査	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
計画の届出	○					
作業の届出		○	○	○	○	
特別教育	○	○	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○
隔離	○	○	○			
作業者以外立入禁止				○	○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○

②は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材をさします。

## 建築物の解体工事等の発注時における措置

建築物又は工作物の解体、改修等の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者はその労働者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられていますが、工事の発注者も次のことに配慮しなければなりません。

### 1 情報の提供（石綿則第8条関係）

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

### 2 注文者の配慮（石綿則第9条関係）

建築物の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のための必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。

## 建築物に吹き付けられた石綿の管理（石綿則第10条第1項、同条第4項関係）

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等により粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。